

○内田修司委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

本日は、川島委員が欠席ということで連絡がありましたので、委員の皆様にご報告させていただきます。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で4件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、総務部、防災部の順で審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

最初に、総務部所管の議案の審査を行います。

議第60号「焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は6ページ、参考資料は9ページからです。

それでは、議第60号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○秋山博子委員 今回の条例の一部改正については、育児休業を取得しやすくするためという説明をいただいています。この条例を読ませていただくと、非常勤職員と表記されているんですけど、この非常勤職員というのは、職務区分として会計年度任用職員も含めていると思うんですが、それ以外に非常勤職員の区分としてどんな仕事があるのか、教えていただけますか。同じであればいいんですけど。

○藤原則文人事課長 ほぼ会計年度任用職員と同じとさせていただいてよろしいかと思えます。また、そのほかに法定の非常勤職員とか細かい部分はありますけれども、一般的には会計年度任用職員と同じとさせていただいてよろしいと思えます。

○秋山博子委員 請求の手續についても、なるべく容易にというようなことも必要かなと思うんですけど、その辺り、流れはどんなふうになっているのでしょうか。

○藤原則文人事課長 今回、部分休業を新たに設けたという改正ではあるんですけども、これまでも部分休業はございまして、お子さんが産まれた方とか育休明けの方とかについては適宜情報の提供をしております。必要な方に必要な請求をしていただくというところで、取得できる可能性のある方に手引みたいなものをお渡しをして、必要な手續を取ってもらうという流れについては基本的には変わりません。

○秋山博子委員 この改正によって取得率を上げていこうということがあると思うんですけども、大体何%から何%ぐらい上がるというような、もし予測していることがあれば教えてください。

○藤原則文人事課長 申し訳ございませんけれども、具体的な数字は持っておりません。ただ、今までの部分休業というのは、仕事の初めと終わりに2時間を超えない範囲で休みを取れるという制度だけだったんですけども、それについては、例えば保育園の送迎

とか、そういった方を想定された部分が強かったと思われます。

今回、それに加えて、年間10日までの期間で1時間もしくは1日単位で取れるという制度を加えたことによって、送迎はほかの人にやってもらえているけれども、そのほかの例えば健診だとか、保育園の行事とか、そういう突発的なところに参加をしたいという方については、非常に取りやすくなるのではないかなと考えております。

○河合一也委員 ちょっとした確認なんですけど、1年単位を年度単位にしたというのは非常に取りやすいことだなと思うんですけど、それは今までは年度じゃなくて年単位、1月から12月になっていたのを年度に直したということなんですか。今までも年度単位だったんですか。

○藤原則文人事課長 これまでは、年度を超えての申出は、その都度受けていたんですけども、今回、新たに10日の制度が加わったことによって、あと、今までも状況が変わった方についてはその都度対応していましたが、その辺も含めて年度区切りというところが国の法でも示されたものですから、そこを併せて改正をしようとするものでございます。

○秋山博子委員 これは直接、今回の改正に関係あるとは言えないかもしれないんですけども、そういうふうに休業したときに、代替の職員を手配するとか、また部課内で対応するとか、状況によってということだと思んですけども、現状としてはどのような対応になっていますでしょうか。

○藤原則文人事課長 委員おっしゃるとおり、基本的には課内で調整してやっていただく、必要があれば代替のということで適宜対応するんですけども、現状といたしましては、特に短時間の場合となると、課内で調整していただくことが多くなっているのが現状でございます。

○秋山博子委員 全国を見ると、やっぱりそういった対応をよりスムーズにしていけるために、また、取得しやすくするためにということだと思んですけども、部課内でサポートしたときに、特別な手当を考えるというような自治体もあるようなんですけど、もしこの条例の改正が取得を容易にするためということであれば、そこも容易にするための方法としてはあるのかなと思います。何か検討していることはありますか。

○藤原則文人事課長 委員おっしゃるとおり、いわゆる残った人たちについてサポートをする自治体が増えているというのはもちろん承知しておりまして、取得する本人もそうですし、それをサポートする残った人たちの負担にもならないようにというところは何か考えていかなきゃいけないのではないかなとは思っているところでありますけれども、現状、今検討している段階でございます。

○奥川清孝委員 今回の改正で、職員のほうもいいし、市役所の仕事のほうも計画が立てられるということで、非常にいい改正だなという基本的な考え方は持っているんですけども、まず最初に、23条の2の1号、2号、これの対象の人数というのはどのぐらいあるんですか。

○藤原則文人事課長 今回の部分休業につきましては、今、職員全体でどれぐらいというのは把握はしておりませんが。

○奥川清孝委員 そうじゃなくて、この制度の対象になるのは、正規職員全部が対象になるわけね。そうすると、正規職員の数になるのかもしれないんだけど。

それと、2の1は非常勤職員以外の職員になっているわけだよね。その以外の職員という対象はどのぐらいあるのかということと、完全な非常勤職員はどのぐらいあるのかなと。もし数字が出ていないようなら、また後でいいです。

○藤原則文人事課長 今その数字は持っていないので、後ほど提出します。

○奥川清孝委員 選択が広がるということで、例えばどういうときに考えられるというか、今まで部分休業を取得していた、この改正前のやり方と、今回こういう形で変わると。そうすると、どういうところが対象の職員が取りやすくなるのか。例えばこういう場合は取りやすいよというのは。

○藤原則文人事課長 先ほど秋山委員にお答えした部分と重なるところはございますけれども、今までの部分休業というのは、仕事の初め、終わりに2時間まで取れるというところで、一般的には保育園の送迎とかをふだんやられている方が取りやすいところだったと思います。

今回、年間に10日まで、1日もしくは1時間単位で取れるという新たなものが加わったことによって、通常送迎はされないんですけども、子どもさんを健診に連れて行ったりとか、保育園の何かに参加しなければいけないとか、そういったことがある職員について取りやすくなった部分があったのではないかなと考えております。

○奥川清孝委員 その場合、年度の当初にこういう取り方をするよということをまず決めるわけだよね。だから、今までは都合によって取れたんだけど、今度は年度の初めとかにこういうことで取りたいよということを請求する。例えば、この1か月間についてはそういう取り方をしたいというような取り方になるということで考えていいわけですか。

○藤原則文人事課長 基本的には、2時間、これまでであったものと、今回新たに加わる10日までの部分のどちらかを最初に選んでいただいて、その休業を取っていただくというのが基本になります。

ただ、今回、条例改正もさせていただいていますけれども、当初の申出時と事情が変わってやむを得ない場合には、それを変更することができるという規定は設けておりますので、必要な場合には変更をするということも可能だという制度になっております。

○奥川清孝委員 そうすると、計画の変更もできるんだよ、柔軟な対応ができるよという考え方でいいわけですね。分かりました。

非常勤職員以外の職員というのは、ここで言うと、77時間30分を超えない範囲というのは、5時間の1年分。77時間30分が上限だよということですね。

○藤原則文人事課長 平均で5時間とかというよりも、フルタイムですと、1日7時間45分、その10日分が77時間30分になっておりまして、非常勤職員で短時間の方がいる場合には、自分の勤務時間掛ける10日分ということを書かれているのが23条の4の第2号のところその規定になるんですけども、自分の勤務時間の10日分までは1日もしくは1時間単位で取れるよという制度になっています。

○奥川清孝委員 そうすると、皆同じような数字になるよということですよ。非常勤職員以外の職員と、条件は同じと考えていいのかな。

○藤原則文人事課長 基本的には同じだと思ってよろしいかと。

○河合一也委員 今のやり取りの中で、柔軟に変えられるというのに対して、条文を見ると、柔軟というよりはちょっと厳しめと申しますか、著しい支障が生じるときというよ

- うな感じになっているので、そんな簡単ではないと思うんですけど、著しい支障というのはある程度基準があるんですか。もう少し具体的にこんなのが著しい支障になるとか。
- 藤原則文人事課長 委員おっしゃるとおり、簡単にいうところではないということで、こちらの条文にも一例を掲げておりますけれども、配偶者が負傷または疾病により入院したとか、配偶者と別居されたとか、そういった当初とは事情が変わって現状のままの部分休業だと、子の養育ができないというような事情に当てはまる場所がないと、変更はできないところではございます。
- 河合一也委員 そうでないと、チェックするほうとしては非常に難しいことになってしまうので、それでいいと思うんですけども、できれば、事情はいろいろ変わるので、そういうことが考えられる人は最初からそっちを選べばいいということですかね。
- 藤原則文人事課長 おっしゃるとおりの部分もございますけれども、今回のものとは別に、今もあります子の看護休暇等そのほかの制度もございますので、その辺は適宜紹介をしておりますので、その辺をうまく活用していただいて、上手に養育と仕事を両立していただければと考えております。
- 奥川清孝委員 市の職員の週の勤務時間が38時間45分。それ以上の勤務時間とか、そういう対象の職員もいるということですか。
- 藤原則文人事課長 基本的には、それ以上の方はいらっしゃらないということによろしいと思います。
- 内田修司委員長 よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 内田修司委員長 討論を打ち切ります。
これより採決いたします。
議第60号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)
- 内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第60号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議第61号「焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
議案書は8ページ、参考資料は12ページからです。
それでは、議第61号に対する質疑に入ります。
質疑、意見のある委員は御発言願います。
- 河合一也委員 簡単な確認をさせてもらいたいと思うんですけど、日額という場合には、深夜の12時を回った時点でということによろしいですか。
- 久保山晋一総務課長 河合委員のおっしゃるとおりで、12時を回りましたら、改めて日額という形で支給をさせていただく計算の方法になっております。
- 河合一也委員 私も立会人をやったことがあるんですけど、どの時点の計算になるか、例えば片づけ最後に鍵を締めた段階なのか、その辺、細かいところですけど、決まりが

あると思いますので、お願いします。

○久保山晋一総務課長 基準は、選挙結果が確定した時点です。

○秋山博子委員 私も確認なんですけれども、今回、この条例の一部を改正することによって、予算のほうに影響してきていますけれども、それが33万8,000円。それが選挙の立会いの日額が改定したことによって上がりますよということでもいいですね。

○久保山晋一総務課長 今回の改正ですけれども、報酬額の根拠というものが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づいて定めております。今回、その法律が改正されたことに伴います改正となります。

○内田修司委員長 そのほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第61号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第61号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、お疲れさまでした。

休憩(9:57~9:59)

○内田修司委員長 次に、防災部所管の議案の審査を行います。

議第62号「消防ポンプ自動車の取得について」を議題といたします。

議案書は9ページ、参考資料は14ページからです。

それでは、議第62号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○藤岡雅哉委員 今回の対象案件というのは消防ポンプ自動車2台ということだと思えますけれども、昨年度とかその前ですと、水槽つき消防ポンプ自動車というのがあったんですけれども、違いは何ですか。

○山下 晃地域防災課長 水槽つきポンプ自動車につきましては、大井川地区で運用している車両でございまして、水利の数でありますとか、活動範囲とかを総合的に見ると、現場に駆けつけてすぐに消火活動がスタートできるというところで、水槽つきのポンプ自動車をこれまでも運用してきておりましたので、その更新でございました。

今年度は、旧焼津地区への配備で、従来どおり、水槽つきではないポンプ自動車を利用していますので、その更新という形です。方面隊の地区の特性に応じて変わっているということでございます。

○藤岡雅哉委員 ほとんど知識がない中で大変申し訳ないんですけども、例えば防火井戸

みたいなところとか川が近くにあって、すぐくめるところであれば水槽が要らないというような理解になっちゃうんですけど、大井川地区は川が近いような気がするんですけど、私の理解はちょっと間違っていますか。

○山下 晃地域防災課長 一般的な消火活動については、川というよりは消火栓を使ったりするんですが、どうしても道路自体が狭隘道路という特性もあるものですから、そうした兼ね合いもあって、水槽で初動が迅速にできるようにというところがございます。

○藤岡雅哉委員 ある程度理解しましたが、旧焼津地区内でも狭隘道路はあるという気はしないでもないですが、そういう判断だということは分かりました。

競争入札でやられているので、全く問題はないと思うんですが、過去を遡れるだけインターネット上の入札結果情報を確認しましたところ、令和6年度、それから令和5年度、それから令和3年度は、日消機械工業でした。いろんなところが入札されているので、当然そういう結果なんだろうと思うんですけども、日消機械工業が競争力のある何か理由はあるんですか。

○山下 晃地域防災課長 特筆すべき何かがあるのかということはないと思っております。仕様自体も一般的な仕様の中で仕様書を組んでおりますので、それぞれの市町によって消防ポンプ車が装備するものとか仕様は若干異なりますが、焼津市のものが特にこだわり過ぎているとかそういうものでもございませんので、結果として地元の業者さんが頑張ってくださっているということで考えております。

○秋山博子委員 説明では、2台の更新で、もう16年、17年使っているためということだったんですけども、今回、取得金額5,566万円で、当初予算でそれについては予定というのはあったんでしょうか。

○山下 晃地域防災課長 令和7年度当初にあります。

○秋山博子委員 どの部分か教えてください。

○山下 晃地域防災課長 158ページの消防ポンプ車購入費、約5,800万円のところでございます。石油貯蔵施設立地対策等事業費でございます。

○秋山博子委員 そうすると、当初予算で5,810万7,000円ということでしたということだと思んですが、それが入札で250万円ほど低く抑えられたと単純に考えていいんですか。

○山下 晃地域防災課長 その認識のとおりで、入札によって額が下がったという形でございます。

○藤岡雅哉委員 今のお金の話に関わるんですが、最近、一般の車両ですと、下取りとかではなくて買取りをしてもらって、幾ばくかのお金になるという話があるんですが、16年、17年たった消防車ではあるんですけども、お金の換えられるということはあるんですか。

○山下 晃地域防災課長 今回のものに関しては、処分ということで仕様書の中に含まれておりますので、基本的に価格としては、なしでございます。

○河合一也委員 今回、16、17年で更新ということなんですけど、大体用途は決まっているんですか。更新の基準みたいのがあれば教えてください。

○山下 晃地域防災課長 基本的には運用開始から15年ということでございます。日本消防検定協会の中で一応安全基準という形で、自動車メーカーと、艀装というんですが、

車のいわゆる改造するメーカーさんと協議をする中で、15年という年数をうたってございます。本市に関しましても、消防団車両については15年をめぐりして更新をかけているということでございます。

○河合一也委員　そういう意味だと、16、17年だとちょっと使い過ぎたぐらいになったところで、車両状況にももちろんよるんでしょうけれども、大丈夫だったのか。17年となると2年もオーバーしてしまったということにはなるものですから。15年より早ければ早いほうがいい、でも、それではやっぱりもったいないんで、その辺が難しいですけど、2台ともちゃんと動くんでしょうけれども、そろそろだなと判断する、15年経過しているし、ここがこうだからと、特にそういうのがあるんですか。

○山下 晃地域防災課長　今回に関しましては、16、17年ということで、ほかの消防団の関係で予算を投じるところもあつたりしたものですから、少しずれ込んでございますが、今年度から15年に戻るというところでございます。消防団で定期的な訓練と水出しをやってくださってまして、ポンプであるとか車両に違和感があれば、もちろん御報告いただいて、修繕等は適宜対応させていただいております。基本的には、15年を経過したのから順次という形でやらせていただいております。

○藤岡雅哉委員　今の話に関連して、そうすると、計画的にやっていらっしゃると思うんですけど、大体今後も年1台ずつぐらいの計画なんですか。

○山下 晃地域防災課長　基本的にはそのとおりでございます。ただ、15年を迎えるものが毎年2台ということでもなくて、1台になる年もございますが、基本的には毎年2台ぐらいのペースで替えていくという形になります。

ただ、車両の中で、軽自動車のものであれば、今回のようなトラックベースのものもあつたりしますので、基準価格もちょっと違うので、そこで多少の変動がございますが、基本的には2台ベースで、皆さんがイメージしていただくポンプ自動車を替えているということでございます。

○秋山博子委員　そうすると、今、焼津市で消防ポンプ車というのは全部で何台持っているんでしょうか。

○山下 晃地域防災課長　消防団のポンプ車両については22台の運用でございます。分団の数については18の分団がございまして、22台のポンプ車の運用となっております。

○奥川清孝委員　燃料が非常に高騰しているという状況があるんですけど、大型車だとよくディーゼルとかというんですけど、全てガソリン車ですか。

○山下 晃地域防災課長　私の認識としては、ディーゼル車が多いと認識しておりますが、今回の車両につきましては、3.5トン未満の対応という中で、ガソリン車の仕様となっております。ディーゼルについても、排ガス基準の関係でありますとか、そういったものでいろいろ追加の装備だとか、日々変化はしているんですけども、今回の車両については、ガソリン車で。ほかに3.5トンで対応できるシャーシというのがなかったものから、3.5トン未満に対応できるポンプ自動車として造れるベースのものが、今回はガソリン車のみということでございます。

先ほどの秋山議員の私の答えに補足をさせていただきたいと思っております。22台のポンプ車ということなんですけど、可搬型といって、ポンプが乗っているんですけども、ポンプが降ろせるような形の小さい車両も3台ございますので、あわせて25台という形で補

足をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○内田修司委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 ほかにないようですので質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第62号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第62号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第63号「避難所用自動ラップ式トイレの取得について」を議題といたします。

議案書は10ページ、参考資料は17ページからです。

それでは、議第63号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○藤岡雅哉委員 自動ラップ式トイレは、インターネット上で見ますと、選択する種類がかなり多いように思えますけれども、このラップポンを選択した理由を教えてください。

○山下 晃地域防災課長 ラップ式トイレは、私どもも把握する中でいくと、数種類、確かに存在してございます。ラップポンにつきましては、比較的早い時期から導入しておりまして、基本的には避難所で毎日使っていきますので、既存のものと同じ操作方法のものを入れていかないと、施設によって使い方が異なると、避難者となる市民の皆さんにも御迷惑になるという整合性もありますし、今回のものについては、第三者機関による臭気であるとかそうしたものが外に出ていないという証明が存在しておりましたので、そこを確認して、機種選定をさせていただきました。

○藤岡雅哉委員 指定避難所、小・中学校とコミュニティー防災センターなどへの配備で165個というと、何を基準に何個ずつ配備とかというのはどういうふうにされるんですか。

○山下 晃地域防災課長 現在、それらの施設には、自動ラップ式トイレについては1個を配備してございます。先日の一般質問でもあったんですが、スフィア基準というものも考え方として入ってくる中で、男性が1に対して女性が3であるといったところもありまして、今回につきましては、今ある1個に対して4個追加をさせていただいて、5個の体制にすると。一番最低限のバランスの数かもしれませんが、男が1、女が3、それと、多目的なものとして1という形で、5個という体制を検討している状態です。

○藤岡雅哉委員 避難所の大小にかかわらず、全てで5個になるということでもいいですか。

○山下 晃地域防災課長 今の藤岡委員のお話ですと、例えば収容の人数であるとか、そこを気にされているのかと思いますが、自動ラップ式トイレについてはそのような形で配備していこうと考えております。

もちろん、施設によって避難者が異なりますので、この自動ラップ式トイレを入れたとしても、メインは簡易トイレになりますので、トイレの総数としては、委員御指摘の

ように避難者の数に応じての配分という形になると思いますが、自動ラップ式トイレの配備については、施設の収容の人数を問わず5個という形で今、進めようとしております。

○藤岡雅哉委員 そうすると、今の御説明でいきますと、ラップ式トイレは規模にかかわらず5個なんだけれども、簡易トイレの備蓄もあるということですので、収容人数に応じて、そこでカバーするということがいいんですか。

○山下 晃地域防災課長 簡易トイレはいわゆる手動で、今回のものは自動でラップをしてくれるというものなんですけど、手で縛って空気も自分で抜いてという形のほうが数としては非常に多いです。

ただ、協定であるとか、プッシュ型の支援という形で入ってくる物資に関しては、ラップポンも能登半島地震で支援物資として送られたりしておりますので、全部手動なのかという、自動のものも入ってくることは確認をさせていただいております。

○井出哲哉副委員長 指定避難所は五十数か所あったと思うんですけど、これを単純に今回の取得数で計算すると、約3個になると思うんです。そうすると、4個ずつ配備できないと思うんですが。

○山下 晃地域防災課長 国の新しい地方経済・生活環境創生交付金というものを活用しております、御指摘のとおり今年度取得する165個では、先ほど説明させていただいた状況は達成いたしません。次年度もその交付金が予定されておまして、追加でさらに八十数個用意をさせていただいて、その体制をつくろうというところがございます。説明が不足しております、申し訳ございません。

○河合一也委員 こういうのが配備されるということはとてもいいと思うんですけど、実際に使うときにはテントが必要になってくると思うんです。そのテントの数とトイレの数というのは、今回テントの取得が入っていないんですけども、もう十分あるということよろしいですか。

○山下 晃地域防災課長 御指摘のとおりでございます、今回、予算額の関係で議会に諮るものはラップ式のトイレという形ですが、同時に、トイレハウスについても整備をしていく予定でございます。それはイメージでいきますと、イベント等で使っているような、いわゆる仮設トイレ的なガワと一緒に用立てることで整備を考えておまして、トイレの数に合わせたトイレハウスと一緒に整備をしていく予定です。今回については雨風に耐えられるような、外に出しても平気なハウスを整備するという形でございます。

○河合一也委員 併せてきっと使われるものだと思うんですけど、今まで簡易トイレ用のテントはトイレ分はあったと思うので、それを流用したりすればいいのかもしれませんが、テントは次年度の予算になると思うんですが、いつになるんでしょうか。補正なんですか。

○山下 晃地域防災課長 今年度整備するものについては併せて整備をします、一緒に導入という形です。たまたま議会にお諮りする基準で、ラップポンが金額が大きいものから、テントの分が見えていないというだけでございます。

あと、令和8年度に追加で整備をとということなんですけど、まだ国からはっきり令和8年度の交付金の制度創設が約束されたものではございませんので、そこは御理解いただければと思っております。

○河合一也委員 あともう一点なのですが、一般質問であったように、1つぐらいは肘とか背もたれがという話がありましたけど、これはそういうのがくっつけられるようなタイプなのか、そういうのが備品やアクセサリとして、あるのかどうか、そこを教えてください。

○山下 晃地域防災課長 今回、ラップ式のトイレの横につけるといふか、囲むようにつける肘と背もたれの的なものがオプションで用意をされておりますので、御要望もいただく中で検討させていただきたいなと思っております。

あと、先ほどテントのお話をいただいたんですが、基本的には先日の一般質問の中にもありましたとおり、プライバシーの対策として活用させていただくことを想定しておりますので、うまく使い合わせながら、そういった対策を確保していきたいなと思っております。

○河合一也委員 導入とともに、各自主防災のほうにも、そういった使い方とか運用をちゃんと説明していくと、きっと喜ばれると思いますので、よろしくお願ひします。

○藤岡雅哉委員 もう少しだけ詳しく教えていただきたいのは、トイレハウスは同じ数を購入されるということですか。

○山下 晃地域防災課長 今年度については、165個ラップ式トイレを買いますけれども、今回、トイレハウスについては172買っていきますので、今回のものに対しても附属していくような形で充足しております。

○藤岡雅哉委員 どの予算にそれが入っているんでしょうか。

○山下 晃地域防災課長 令和7年2月定例会で御審議いただいた補正予算です。補正予算からの繰越しという形になります。

○藤岡雅哉委員 そのときの補正の金額、何の事業でどんなものか教えてもらえますか。

○山下 晃地域防災課長 先ほど説明させていただいたとおり、国の交付金を活用しておりますので、歳入と歳出の補正をお願いをしております。歳出の消防費の災害対策費の中で、避難所環境改善事業費（総合経済対策）ということで、金額については7,600万円、歳入に関しましては、国庫支出金のほうに上げさせていただいております。新しい地方経済・生活環境創生交付金という形で入れさせていただいております。括弧書きで地域防災緊急整備型ということで、この新しい地方経済・生活環境創生交付金はいくつかカテゴリーがありまして、その中で我々が活用させていただいたのは地域防災緊急整備型でございます。補助率は2分の1となっておりますので、先ほど事業費7,600万円に対しての2分の1ということで、3,800万円を歳入として計上させていただいております。

○藤岡雅哉委員 今回、議会に諮るべき案件がこのラップ式トイレの取得だったということで、理解をしました。

あわせて、ラップ式トイレは、避難所に合計で5個、それから、トイレハウスも丸めて畳めるものではなくて、比較的しっかりしたものだとすると、スペースがかなり両方で取られると思うんですけども、避難所の保管スペースというのは大丈夫なんでしょうか。

○山下 晃地域防災課長 スペースに関しましては、施設の状況によっても異なります。トイレのハウスに関しては折り畳みができるような仕様になっておりますので、災害時

に組立てていただくという手間は発生しますが、その分、保管スペースは稼げるような形になっております。基本的には分散配置を進めていくんですけども、協議の中でどうしても預かれないという場合に関しましては、市の防災倉庫であるとか、保管の代替措置は検討していくことになります。

○**奥川清孝委員** このトイレのメンテナンスとかは全く必要ないですか。耐用年数があつたとすると、どのぐらいの耐用年数で、その間はメンテナンスは一切要らないかどうか。また、誰が管理していくのか。

○**山下 晃地域防災課長** ラップ式トイレについてはこれまでも導入をしておるんですが、委員が御心配いただいているような保守は不要という形の中で運用しております。訓練にももちろん使っていただけますので、その中でもし万が一不具合があれば、それは速やかに、修繕をかけていくという形になっております。基本的には、ロールを送り出して、熱圧着でカットするというものですから、そんな複雑なものではなくて、対応できるかなと思っております。

稼働については、自主防災会から、実際に訓練の中で使ってみたいというお声をいただくものですから、そうした部分については、手動のもの、電動のもの問わず、必要なものだということでお答えをしております。

○**奥川清孝委員** この圧着フィルムというのは結構量が必要になると思うんですけど、それは幾らぐらいで、どのぐらいいつも保管しておくという計画になっているか。

○**山下 晃地域防災課長** 消耗品に関しましては、今回については、本体と250回分という形で御用意をいたします。同じ場所に当然保管をしないと意味がありませんので、分散配置の中でやっていきます。

なお、消耗品に関しましては、一セットが50回分になっておりまして、今メーカーさんのページで見ると、50回分で6,600円という形でございます。これは災害で使用したり、訓練で使用すれば当然なくなっていきますので、そこは随時補充をしていくものとなります。

○**奥川清孝委員** 今回の購入価格で、例えば自治会とかそういうところが、買いたいよとか、そういうことも可能なんですかね。市の単価だけど、自治会のほうで独自で買いたいといったときに、こういう単価的な契約でやるということはできるんですか。

○**山下 晃地域防災課長** 基本的にはインターネット販売もしておりまして、逆にインターネットでしか売っていないものも同じラップポンのシリーズの中にはございます。

先ほど河合委員から地域の皆さんへの浸透というお話もいただいたんですが、自主防災会の皆様にも買っていただいております。役員の会議があるんですが、そのときに展示をさせていただいて、御提案というか知っていただく中で、御用意をいただいているところもございます。自主防災会向けの補助金をもちろん活用していただくことができるものですから、それを既に使っている実績もございます。

今回に関しましては、ラップポンの中でも一番耐荷重であるとか、座ったときの衝撃にも強いタイプなんですけど、同じ仕組みを使った、同じ会社の折り畳みができる簡易型もありまして、それでいくと5万円弱ぐらいとか、インターネット限定のものでいけば2万円台のものも同じ熱圧着のものであつたりします。それであれば保管場所も、折り畳んでしまうので、箱のものに比べると3分の1ぐらいになるものですから、防災セン

ターの1階にある防災学習室にも両方展示して、パンフレットと一緒にトイレの重要性ということで、こう御紹介をさせていただいている、そんな状況でございます。

値段についてはほぼ同等なんですけど、今回我々が購入するものについては、このメーカーの中の官公庁向けということで、何が違うかというところ、保障内容だとか、避難所に貼り出す使用方法もセットされたものということで、行政向けに少し心配りがされたものということでお考えいただければと思っております。

消耗品の値段について一部訂正をさせていただきたいと思っております。先ほど税込みで6,600円という話をさせていただいたんですが、6,655円が正しいものでございました。

○**奥川清孝委員** 各家庭で買ったりすると、またそれを持ち寄ってもらえば、それも使えるような形で、いろいろな人が使えたら。その圧着フィルムだけはたくさんあれば一番いいので、その辺はまた配慮してもらいたいと思っております。

福祉施設へもどうかという話が一般質問の中であつたんですけど、これから、どういう考え方で進めていくのか。

○**山下 晃地域防災課長** 福祉避難所につきましても、今現在、配備はもちろんされているんですが、数の追加に関しては令和8年度を検討させていただいております。もともとラップポンについては、福祉分野スタートで災害時に利用されたという形で、トイレに行くのが大変というところで、ベッド脇にラップポンが置かれていて、そこで用を足せるという形から始まったとメーカーさんからもそのように説明を聞いておまして、施設の平常時の利用に関しては言及できないんですが、実際に福祉施設で利用されているということは聞いております。福祉避難所に関しましても、同じように導入していきたいと考えております。

先ほど1施設5個という形でお話をさせていただく中で、予算の兼ね合いもあって、福祉避難所については4個という形であります。令和8年度の計画なものですから、全体的なバランス等についてはまた考えさせていただきたいと思っておりますが、福祉避難所にも入れていく、もしくは、もうあるということでお考えいただければと思っております。

ただ、このトイレに関しましては、いわゆるウォシュレットの機能がないので、その辺りについては、あらかじめ御承知おきいただければと思っております。

○**奥川清孝委員** 参考資料に、汚物が入った袋を縛って捨てる作業を省くとあるが、縛るのは分かるんですけど、捨てる作業も省けるんですか。

○**山下 晃地域防災課長** 捨てるのは、下からポンと出てくるんです。用を足して、空気を抜きつつ、上に蓋をしてポトンと落ちてくる。委員がおっしゃる捨てるという作業が、ごみ箱へ入れるという作業を想像されていらっしゃるんであれば、それは持っていけないとはならないです。一番大きい問題としては縛ることで、御高齢の方ですと縛る力が甘くなってしまうりだとか、空気を抜くと、当然臭いが出るものですから、やはりあまり空気を抜かずに縛ると、どんどんかさばっていつてしまうものですから、空気を抜きつつ、きちんと締めるというところで環境を保全していくというところの機能がたけているということで、これを選定しております。

○**藤岡雅哉委員** 気になっているのは、熱圧着ですので、電気が当然必要なんです。モバイルバッテリーと一緒に購入されているんですが、インターネットで見ると、セットにはモバイルバッテリーがついていないように見えるんですけども、モバイルバッテリー

一がなくても稼働ができるものなんですか。それともモバイルバッテリーが必須なものなのか。

○山下 晃地域防災課長 我々が今回導入をするセットの中にはモバイルのバッテリーは入っています。あとは、コンセントで使っていくことができますので、今回の一般質問の答弁の中にもあったんですが、避難所となる小中学校の体育館には空調が入ってまいりますので、その空調とセットで電源供給がございますので、それも利用できることとなりますし、発電機等で電源は確保していきたいなと思います。

○藤岡雅哉委員 そうすると、この専用バッテリーというのは、それらの電源が喪失しているときのために買っているという意味ではいいと思います。

心配するのは、専用バッテリーというのはどうもモバイルバッテリーのように見えます。ホームページを見ますと、1年間未使用だと、約50%放電されて、定期的な充電が必要になるということなんですけども、これはだれが行うのか。理想的には、稼働がちゃんとできるかどうかのチェックなんかも必要だと思うんですけども、逆に自主防災会に年に1回は必ず試してみてくださいとか、そのときには必ず充電してくださいとかという案内がないと、いざというときに使えないのかなと思うんですけど、そこの運用はいかがですか。

○山下 晃地域防災課長 機能を維持していくためには、ある程度のスパンでの充電というのは必要になってくると思いますが、今のところ、自主防災会に丸投げするとかそういうことは考えておりませんで、当然、使っていただきたいという要望をかけながら、こちらのほうでフォローアップしていくことは必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、自主防災会の協力も得ながら市のほうでやっていくという形で考えております。

○藤岡雅哉委員 そうすると、市のほうで年1回なりの充電作業を行うということによろしいんですか。

○山下 晃地域防災課長 そのように維持をしていかないといけないというふうに考えております。

○内田修司委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第63号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第63号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上で、防災部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、お疲れさまでした。

これで総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

閉会（10：44）